

日本リハビリテーション連携科学学会役員選出細則

2013年5月11日施行

2013年10月19日一部改正

2016年5月28日一部改定

第1章 総 則

(目的)

第1条

日本リハビリテーション連携科学学会は会則第10条、第11条に規定する役員の選出に関する事項についてこの細則に定める。

第2章 選 挙

(選出方法)

第2条

役員の選出は、選挙により行う。

(選挙管理)

第3条

選挙の管理事務は、常任理事会が指名した選挙管理委員がこれに当たる。選挙管理委員の委員数は5名以内とする。

(選挙権)

第4条

選挙権は、役員改選年度の10月1日現在の正会員であって、且つ、選挙実施日においてなお正会員の資格を有する者がこれを有する。

(被選挙権)

第5条

被選挙権は、任期の開始する年度の4月1日において70歳未満、候補者受付終了までの正会員歴が通算1年以上、且つ、会費納入に遅滞のない者がこれを有する。

(立候補の届出)

第6条

1. 立候補をしようとする者は、定めた期日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出る。

2. 立候補をしようとする者は、正会員3名の推薦を受けなければならない。なお、1人の正会員が推

薦できるのは 3 名までとする。

3. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて、役員候補者の氏名・職業・任期開始時の年齢、および推薦人 3 名を記載する。
4. 選挙管理委員会は、投票を行う 3 週間前までに役員候補者の氏名・職業・任期開始時の年齢、および推薦人 3 名を公表する。
5. 立候補した者が、この立候補を撤回する場合には、選挙実施前までに、選挙管理委員会に対しその旨を申出なければならない。
6. 役員に立候補をしようとする者は、理事候補者および監事候補者のいずれか一方にのみ立候補することができる。

(推薦)

第 7 条

1. 立候補により定数に満たない場合に限り、常任理事会は理事及び監事候補者を推薦することができる。なお、常任理事会による推薦では第 5 条の被選挙権の制限を受けることなく、候補者を推薦することができる。
2. 推薦を受けた候補者が、この推薦を辞退する場合には、選挙管理委員会が定める日までに、その旨を申し出なければならない。
3. 常任理事会は、理事候補及び監事候補の双方に同一人を推薦することはできない。

第 3 章 投 票

(投票)

第 8 条

投票は無記名投票で行う。理事選挙は立候補者の中から 5 名連記、監事選挙については 1 名単記とし、選挙管理委員会が定める所定の方法で投票する。

第 4 章 開 票

(開票立会人)

第 9 条

選挙管理委員会は、理事の中から 1 名以上を開票立会人として選任しなければならない。

(開票)

第 10 条

開票は開票立会人立会いの上選挙管理委員会が行う。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第 11 条

投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、選挙管理委員会が決定しなければならない。その決定にあたっては、第 12 条の規定に反しない限りにおいて、その投票をした正会員の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第 12 条

次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 選挙管理委員会所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
ただし、連記投票においては候補者でない者の氏名の記載のみを無効とする。
- (3) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (4) 連記投票において同一の候補者の氏名を重複して記載したもの
ただし、この場合には重複した部分のみを無効とする。
- (5) 単記投票において複数の候補者の氏名を記載したもの
- (6) 連記投票において連記数を超える数の候補者の氏名を記載したもの

(開票録の作成)

第 13 条

選挙管理委員会は、選挙の別に開票録を作り、開票に関する次第を記録し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票用紙および開票録の保存)

第 14 条

各役員選挙に関する投票用紙は、有効無効を区別し、開票録と併せて、本会事務局において当該選挙にかかる任期の間、これを保存しなければならない。

第 5 章 当選人

(当選人)

第 15 条

当選人は、有効投票数の多い者から順に本会会則第 8 条に定める各役員の定数までの者とする。

(同得票数の当選人)

第 16 条

当選人を定めるにあたり、本会会則第 8 条に定める各役員の定数を超え、かつ、その当選人の投票数が同数の場合には年長者を当選とする。

(無投票当選)

第 17 条

第 6 条に規定する理事および監事候補者が、その選挙における各定数を超えないときは、第 7 条に規定する推薦候補者とともに、投票を行なわずして当選とする。

(当選の効力の発生)

第 18 条

当選人が決定したときは、選挙管理委員会は直ちに当選人氏名および得票数を、正会員に公表しなければならない。その後、第 19 条に定める異議申立てがなければ、選挙管理委員会はその旨を常任理事会に報告し、常任理事会が当選人を承認する。

(異議申立て)

第 19 条

選挙の手続きにつき異議ある正会員は、当選の公表後 2 週間以内に文書にて選挙管理委員長に対し異議を申立てることができる。

(再選挙)

第 20 条

1. 選挙に関する不正の有無は、選挙管理委員会において審議決定し、常任理事会に報告する。
2. 選挙の無効が決定した場合には、遅滞なく再選挙を行う。